

# 2月16日~3月16日 市県民税の申告と確定申告



## 市県民税の申告

税務課市県民税係  
☎6321112

### 申告が必要な人は…

昨年の申告状況から判断し申告の必要な人には、あらかじめ申告書を送付しますが、次に該当する人は申告書が送られていなくても申告してください。

平成20年分の「市県民税の申告」「確定申告」受付を、2月16日(月)から3月16日(月)まで行います。平成20年中に所得のあった人と税額控除や所得控除の適用を受ける人は、確定申告または市県民税の申告のどちらかをしてください。

○「確定申告」(税務署へ申告)は、所得税(国税)の納税者が対象になります。  
○「市県民税の申告」(市税務課へ申告)は、確定申告の対象者以外の人が対象になります。

市ホームページに「平成21年度市県民税申告」のコーナーを開設しましたので、ご覧ください。

### 次の人は税務署で申告を!

次の①~④に該当する人で、税務署から所得税の確定申告書が送られてきた人は、必ず税務署へ申告してください。(申告書は郵送でも提出できます)

- ① 所得税の対象となる営業、農業、不動産等の所得のあった人
- ② 平成20年中の収入(売上)が1,000万円を超える営業、農業、不動産等の所得があった人
- ③ 所得税の対象となる譲渡所得のあった人
- ④ 株の譲渡で繰越損失の申告をする人

### 申告会場が一部変更になります

昨年まで職業訓練センターで申告受付を行っていましたが、今回から北大館コミュニティセンターに変更になります。なお、駐車場には有料駐車場のほか、市体育館、旧消防署東分署の駐車場をご利用ください。有料駐車場に駐車した場合は、申告会場で無料券をお渡しします。

### 申告の際に持っていくものは…

- ① 平成20年中の所得を明らかにする書類(源泉徴収票・収支内訳書等)
- ② 営業所得や不動産所得等のある人は、平成20年中の経費を明らかにする書類(伝票や領収書を科目別に束ね、金額を集計し

収支内訳書を記入してきてください)

※固定資産税や都市計画税を経費として計上する人は、平成20年度の「固定資産税土地・家屋課税明細書」を持参してください。  
※支出を明らかにする伝票等がない場合には、経費算入ができませんのでご注意ください。

③ 平成20年中の控除を明らかにする書類(生命保険・地震保険・国民年金保険料の領収書等)

※医療費控除を受ける人は、医療を受けた人および病院等支払先ごとに領収書を束ね、おののに金額を集計し、申告用の医療費の明細書を記入の上、持参してください。

※国民年金保険料の納付の取り扱いは国が行っており、市では納付額を把握していません。領収書を紛失した人は、宇都宮西社会保険事務所 ☎028(6222)4222 にお問い合わせください。  
④ 印鑑

### 自書申告を心がけましょう!

税の申告とは、自分の所得状況等をよく知っているみなさん自身が申告書などを記入し、税務署や市役所税務課に提出するものです。自書申告を心がけるようご協力をお願いいたします。収支内訳書や医療費の明細書等の記入がない場合は、受付できないことがあります。

# 平成21年度分 市県民税申告受付日程表

受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

月日	曜日	受付場所	受付町名
2/16	月	西大芦コミュニティセンター 市役所302会議室	西大芦全地区 見野・下遠部・古賀志町・高谷
2/17	火	板荷コミュニティセンター 市役所302会議室	板荷全地区 玉田町・富岡
2/18	水	加蘇コミュニティセンター 市役所302会議室	加蘇全地区 武子・下武子町・仁神堂町
2/19	木	南摩コミュニティセンター 市役所302会議室	南摩全地区 栃窪・千渡
2/20	金	南押原コミュニティセンター 市役所302会議室	榆木町・磯町・野沢町・亀和田町 酒野谷・深岩・笹原田・下沢
2/23	月	南押原コミュニティセンター 市役所302会議室	北赤塚町・藤江町・南上野町・大和田町 下日向・上日向・引田
2/24	火	北犬飼コミュニティセンター 市役所302会議室	上石川・下石川・池ノ森 (申告会場が変更になりました)
2/25	水	北犬飼コミュニティセンター 市役所302会議室	椋山町・塩山町 (申告会場が変更になりました)
2/26	木	粕尾コミュニティセンター 市役所302会議室	中粕尾(布施谷を除く)・上粕尾 村井町・奈佐原町・日光奈良部町・下奈良部町・上奈良部町
2/27	金	粕尾コミュニティセンター 市役所302会議室	下粕尾・中粕尾(布施谷) 晃望台・東町1～3丁目・幸町1～2丁目
3/2	月	永野コミュニティセンター 市役所302会議室	下永野 緑町1～3丁目・西茂呂1～4丁目・栄町1～3丁目
3/3	火	永野コミュニティセンター 市役所302会議室	上永野 御成橋町1～2丁目・泉町・睦町・戸張町・千手町
3/4	水	清洲コミュニティセンター 市役所302会議室	久野(中坪)・深程 上材木町・天神町・久保町・銀座1～2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・ 下材木町・寺町・蓬萊町・三幸町・鳥居跡町・万町・文化橋町・朝日町
3/5	木	清洲コミュニティセンター 市役所302会議室	久野(上坪・下坪)・北半田 上田町・末広町・東末広町・中田町・下横町・下田町1～2丁目・花岡町
3/6	金	粟野コミュニティセンター 市役所302会議室	中粟野・入粟野 貝島町・府所町・府中町・府所本町
3/9	月	粟野コミュニティセンター 市役所302会議室	〇粟野(新宿・〇粟野四区・上町柏木) 上野町・西鹿沼町
3/10	火	粟野コミュニティセンター 市役所302会議室	〇粟野(釜場・下の沢・下町・なか町・叶桑沢) 日吉町・坂田山1～4丁目
3/11	水	市役所302会議室	予 備 日 (2/16～3/10までに来られなかった人)
3/12	木		
3/13	金		
3/16	月		

○上記日程表の、お住まいの町名の受付日に、指定の場所で申告してください。

○指定の受付日に都合がつかない人は、3/11～16(予備日)のいずれかにお越しください。

※原則として上記日程・場所以外での申告受付は行っていませんので、ご注意ください。

## ----- 休日・時間外申告受付について -----

上記の申告受付日程表(予備日を含む)でどうしても都合がつかない人は、電話で予約をした上で、下記の日程で市県民税の申告を受け付けます。

なお、休日・時間外申告受付を利用できるのは、市役所から「市民税・県民税申告書」が送付された人のみです。所得税の確定申告をする人は該当になりません。

と き	と ころ	定 員
2月23日(月) 午後5時30分～7時30分	市役所302会議室	30人程度
3月 1日(日) 午前9時～11時30分		50人程度

予約開始日時：2月6日(金) 午前8時30分～午後5時 予約先：税務課市民税係 ☎(63)2112

※予約申込が多数の場合は、お受けできないこともありますのでご了承ください。

## 市県民税の住宅ローン控除の申告をお忘れなく！

税務課市民税係  
☎(63)21112

平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人で、20年分の所得税から控除しきれなかった額がある場合には、21年度の市県民税（所得割額）から控除できます。平成21年1月1日現在にお住まいの市区町村または税務署へ住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。申告期限は3月16日（月）までです。申告書が必要な人は、市役所税務課市民税係と各コミュニケーションセンターにありますのでご利用ください。

また、市ホームページからも申告書が作成できますのでご覧ください。



## 障害者控除対象者認定書交付制度の実施について

障害福祉課障害福祉係  
☎(63)21176

次に該当する人は、申請して認定を受けると、税の申告で障害者控除が適用されます。

- ①65歳以上で、障害者手帳をお持ちでなく、知的障害者または身体障害者に準じる人
- ②障害者手帳をお持ちでなく、おむね要介護認定2以上の人がおむねの扶養者

申請先 市役所新館1階①番窓口



## 所得税の確定申告

鹿沼税務署  
☎(64)2151(代表)

平成20年分の所得税の確定申告の期間は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。申告書は自分で作成し、郵送などにより、早めに提出してください。

提出先 〒322-8600  
東末広町1-934-24  
鹿沼税務署

確定申告会場は  
鹿沼商工会議所催事ホールです

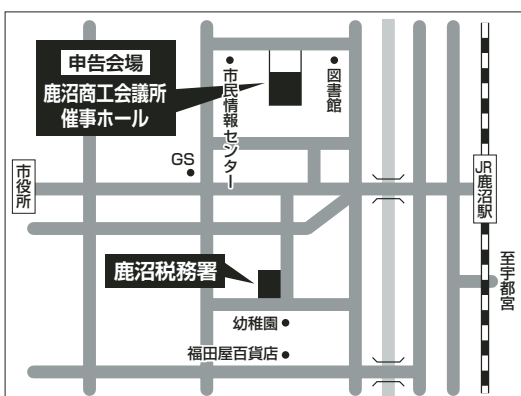
○開設期間

2月12日（木）～3月16日（月）

（土・日曜日・祝日を除く）

○受付時間

午前9時～午後4時



※混雑が予想されます。車での来場はなるべく控えてください。

申告書の作成は  
便利なホームページで

国税庁ホームページでは、個人の確定申告書等の作成ができる「確定申告書作成コーナー」を開設しています。

○国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

ご利用ください！  
便利なe-Tax

e-Taxは、自宅やオフィスからインターネットで申告や納税ができる大変便利なシステムです。（事前手続きが必要です）

○e-Taxホームページアドレス  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxがさらに便利に

○ホームページから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

○最高5,000円の税額控除

（平成19年分または20年分いずれか1回）

○添付書類が提出不要

医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信するだけです。

○還付金がスピーディー

3週間程度で還付されます。

所得税の還付申告はお早めに

次のような人で、税金が納め過

ぎになっている人は、還付を受けることができます。

○給与所得がある人で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける人

○年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていない人

○公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除や社会保険料控除等を受ける人

○予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人

還付金の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預金種類のほか、本人の口座番号を正確に記入してください。

納付期限と振替納税

確定申告による所得税の納期限は、3月16日（月）です。

○現金で納付する人へ

納期限までに金銭と納付場所にある納付書を添えて、最寄りの金融機関または税務署で納付してください。

○振替納税をお勧めします

新たに振替納税を利用する場合は、3月16日（月）までに金融機関または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。所得税の振替日は、4月22日（水）です。

# 控除対象の寄附金が拡大

## 個人市県民税の寄附金控除

税務課市民税係

☎(63)2112

平成20年度の地方税法改正に伴い、個人市県民税の寄附金税制が拡充され、地域住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県や市区町村の条例で指定を受けた寄附金については、寄附者が確定申告等の手続を行うことにより、市県民税の税額の軽減措置が受けられることになりました。鹿沼市では、次のとおり対象とする寄附金を指定しましたのでお知らせします。



### 対象となる寄附金

寄附金のうち、鹿沼市内に主たる事務所を有する学校法人（栃木県の特定公益増進法人である旨の証明を受けているもの）や社会福祉法人などに對するものが該当となります。ただし、鹿沼市内に主たる事務所を有しない場合であっても、鹿沼市内に学校を設置する学校法人、鹿沼市内に社会福祉事業を經營するための施設を設置する社会福祉法人に對する寄附金は対象となります。

平成20年1月1日以降に行つた寄附から対象となります。

### 税額控除を受けるには

条例で指定された寄附金を支出した人は、寄附金のうち5,000円を超える部分について、次の率を乗じた税額が、寄附をした年の翌年度の市県民税から軽減されます。ただし、控除対象となる寄附金は総所得金額等の30%が上限となります。

- ・鹿沼市が指定した寄附金…6%
- ・栃木県が指定した寄附金…4%
- （県と市双方が指定した寄附金の場合には10%）

毎年1月1日から12月31日までに行つた寄附について、翌年の確定申告期間に税務署等で確定申告を行う必要があります。申告の際には、寄附先から受け取つた受領証明書等が必要となります。

### 寄附金控除の対象となる法人等の一覧（平成20年12月現在）

所在地	法人の名称	所在地	法人の名称
万町931-1	鹿沼市社会福祉協議会 (千寿荘、やまびこ荘など)	村井町126-1	久寿福祉会 (村井保育園、ハーモニー)
白桑田254-5	津田福祉会 (津田保育園、さつき荘など)	下日向438-1	緑風会 (グリーンホーム、オレンジホーム)
武子1566	希望の家 (鹿沼希望の家など)	鳥居跡町985-8	青い鳥福祉会 (青い鳥幼児園)
茂呂1884-3	まこと福祉会 (茂呂保育園)	富岡914-8	行川福祉会 (ケアハウスなめがわ)
みなみ町8-38	仁篤会 (まなぶ保育園など)	下永野236-5	優心会 (ながのデイサービスセンター、シンフォニーあわのなど)
日吉町590-1	山星会 (日吉保育園)	茂呂1090-25	もろ栄福祉会 (おりづる)
上殿町515-5	沖保育園	茂呂2525-3	東京愛隣会 (あいりんなど)
東町1丁目9-2	すず福祉会 (あづま保育園)	深程1520	信徳会 (粟野荘など)

※以上の団体は栃木県からも指定を受けています。